

糸島市行財政健全化計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 意見等募集期間：令和3年1月6日（水曜日）から令和3年2月4日（木曜日）まで
- (2) 総合計画（案）の公表場所：校区コミュニティセンター、市役所情報公開コーナー、市役所経営戦略課、市ホームページ
- (3) 意見等提出先：経営戦略課の窓口に直接提出、各コミュニティセンター備え付けの意見等提出箱に投函、郵送、電子メール、フ
ァックス
- (4) 意見等提出状況：提出者数：1名 意見数：3件

2 提出された意見等の概要と意見等に対する考え方

番号	意見等の概要	意見等に対する考え方
取組の具体化：糸島市定員適正化計画の推進（29 ページ）		
1	<p>適正数を実働職員（正規+再任用）440人と定め、各年度の確保数が記載されているが、基準値 R1 は記載がない。</p> <p>不足人数に対する対応策（カバー策）の記述がない。</p> <p>対応策としては、期限付き臨時職員等が考えられるため、その確保数を併記し、その費用を算出し、財政健全化の効果額として組み入れるべきである。</p>	<p>⇒ 目標値 R7 の実働職員数 440 人と同じ算出方法で算出した、R1 の実働職員数 426 人を記載します。</p> <p>⇒ 定員適正化計画の、R7 実働職員数 440 人は、現状の業務に加えて、今後のまちづくりの新たな課題へ対応していくための、新たな業務の人員を確保していくためのもので、基本的に、現在の業務に対し不足する人員を補充していくためのものではありません。</p>

番号	意見等の概要	意見等に対する考え方
	<p>巻末に参考データとして、正規、再任用、非実働正規、期限付き臨時の職員数を、H29～R7の実績・計画値を記載してもらいたい。</p>	<p>また、正規職員ではない会計年度任用職員（旧非常勤嘱託員）や短期間雇用の事務補助員（旧臨時職員）の雇用の基本的な考え方としては、正規職員の不足人数の対応策ではなく、特定の専門性のある業務や定型業務等の簡易な業務等の担い手として雇用しているものです。</p> <p>そのため、不足人数に対する対応策の記述やその費用の記載は行いません。</p> <p>なお、今後のまちづくりの新たな課題とは、大規模災害への対応、人口減少と移住・定住の促進、子育て・教育環境の充実、包括的な地域福祉の推進等です。</p> <p>⇒ 計画書の「3）市の職員・組織について（6ページ）」に、実働職員、正規職員、再任用職員、非実働正規（休職者等、派遣職員等）のH29～R7の実績・計画値の図表を記載します。</p> <p>会計年度任用職員（旧非常勤嘱託員）や短期間雇用の事務補助員（旧臨時職員）については、各部署が取り組む補助事業等、各年度の事業実施状況で雇用人数が大きく変動し、計画値が算出できないため、記載しません。</p>

番号	意見等の概要	意見等に対する考え方
財政健全化の取組：時間外・休日勤務手当の抑制（47 ページ）		
1	<p>R3～R7の5年間、毎年同額の削減効果額▲4,300万円が計上されている。</p> <p>定員適正化計画により、実働人員は増加し、時間外手当の対象とならない基準内労働時間が、大幅に増加するにも関わらず、削減額が同一なのは、不合理、不適切、非常識である。</p> <p>一例として、R7とR3を比較した場合、職員9名増で、基準内労働時間が16,344時間増加するのに、これが全く反映されず（時間外削減の効果がない）、同額であり考えられない数値である。</p> <p>再精査・見直し修正が必要で、強く求めるべきである。</p>	<p>⇒ 今後、実働職員数は増加しますが、今後のまちづくりの新たな課題への対応等のための人員増であり、それによる時間外勤務手当の削減は見込んでいないため、見直しは行いません。</p>
財政効果額の集計（48 ページ）		
1	<p>定員適正化推進に伴う、不足人数に対する対応策（カバー策）の効果額（歳出増）は、財政健全化の効果額として組み入れるべきである。</p>	<p>⇒ 前述のとおり、正規職員ではない会計年度任用職員（旧非常勤嘱託員）や短期間雇用の事務補助員（旧臨時職員）の雇用の基本的な考え方としては、正規職員の不足人数に対する対応策ではないため、費用の算出は行っておらず、効果額として組み入れません。</p>

番号	意見等の概要	意見等に対する考え方
	<p>効果額の算出が、収入増、支出減となる取組のみとなっており、歳出増となる取組を除くのは不完全で、財政全体の観点から見てもおかしい。</p>	<p>⇒ 行財政健全化計画の財政効果額については、45～47 ページの財政健全化の取組に関する、歳入増加、歳出削減の効果額を示すものであるため、現状のままとします。</p> <p>全体の財政運営については、別に策定している中期財政計画の枠組みの中で、歳出増分は、事業の見直しなどの歳出減で対応するなど、選択と集中により、財政規律を維持していくものです。</p>